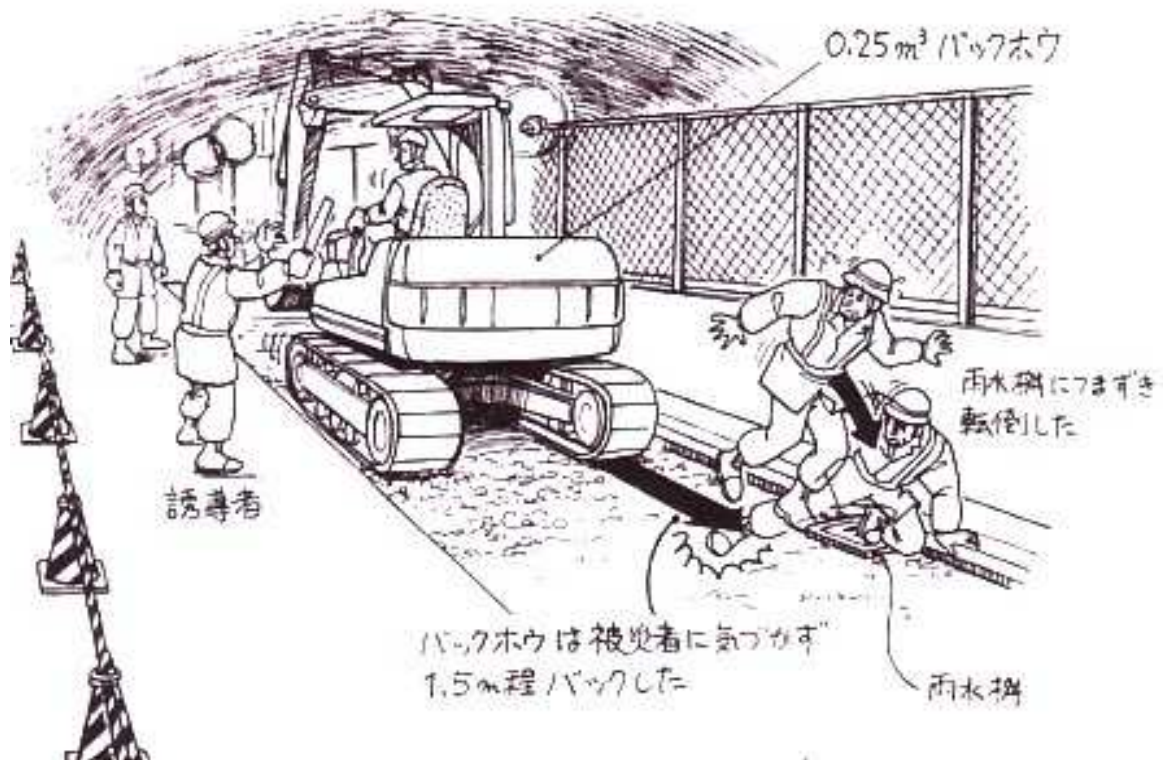


照明が足りないために災害発生

他社の災害事例より

作業場所の明るさ(照度)には基準があります



暗いことが原因で起きる災害は実際にもあります。

上のイラストは、夕暮れ時の重機作業で背後にいた作業員に気づかず後進し、キャタで足を踏いてしまった事例です。

投光器は備えてあるのですが、全体を照らすだけの照度は無く、オペレーターは機体の影になった作業員が見えていませんでした

作業場所の明るさに関しては下記の通り、作業の種類ごとに安全衛生法で定められています。

作業場所の照度に関する規程 安衛則第604条

作業の区分	基準	
精密な作業	300ルクス以上	: 手先を使う作業、文字を読む、書く作業
普通の作業	150ルクス以上	: 上記以外の作業
粗な作業	70ルクス以上	: 片付け、清掃等危険を伴わない作業



また、照明の設置方法についても規程があります。

安衛則第605条

明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。

という事は、目線の高さで設置した水銀灯や投光器はまぶしくない方法に改善する必要があるわけです。